



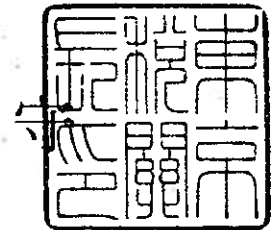
東 関 第 9 1 5 号

保 税 蔵 置 場 許 可 書

平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日

東海運株式会社
代表取締役 弘 津 裕 殿

東京税関長 梅 本



平成 2 2 年 1 2 月 1 日付で申請のあった保税蔵置場については、関税法第 4 2 条の規定により下記のとおり許可する。

記

保税蔵置場の名称 東海運株式会社 関東事業部太田流通センターF棟 保税蔵置場

所 在 地 群馬県太田市東新町 1 7 4 - 1 番

営業用・自家用の別 営 業 用

保税蔵置場の構造 鉄骨造平屋建

棟 数 及 び 面 積 1 棟の一部 9 9 1 平方メートル

蔵置する貨物の種類 輸出入一般貨物

許 可 期 間
自 平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日
至 平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日

許 可 条 件 裏面のとおり